

2021年 7月26日

日立市長 小川 春樹 殿

県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会
代表 荒川 照明

**県営巨大産業廃棄物最終処分場の建設候補地（日立市諏訪町地内）
に係る調査等の実施に関する要望書**

2020年8月31日、本会は、貴職に「諏訪地区への県営巨大産業廃棄物最終処分場の建設に反対する要望書」を、その後、3次に亘る計15,550筆の「県産業廃棄物最終処分場の建設反対要望署名」を提出しました。何れも「7つの理由」から、「2つの要望」を提出しています。

また、本年3月15日には、同日付茨城県知事宛「新産業廃棄物最終処分場整備に向けた課題への対応策（令和2年2月）に関する異議申し立て」（写し）を貴職に提出し、新産業廃棄物最終処分場候補地（以下、「処分場候補地」と略す。）における集中豪雨時の洪水等巨大災害発生の危険を訴え、建設断念を要望しています。

然るに、去る6月30日の定例記者会見で、市長は「市民を代表する市議会の決議は、受け入れの可否を判断する上で大変重要」、「反対する要因は今のところ見つかっていない」と発言しました。同時にまた、「県の説明で市民の理解は得られている」、「市主催の市民の意見を聞く会は実施しない」とする一方、「市内の大規模事業所とは今後意見交換する」、「反対一辺倒の人たちとは折り合わないと思う」等とも述べています。

これらは、地方自治法が規定する団体自治の立場を放棄している点で、そしてまた、反対する市民との対話を拒否している点でも、日本国憲法の規定を尊重しているとは言い難い発言です。

古くから暮らしてきた市民だけではなく、多くの市民にとって、日立はかけがえのない故郷です。その里山の大きな沢に、「廃棄物処理センター」（注1）として、県内外の特別管理廃棄物、放射能等々で汚染された廃棄物等を埋め立て処分することは、日々の暮らしに大きな不安を与えることとなります。僅か2ミリ厚の遮水シート等による遮水工で将来にわたり地下水等の汚染は免れられる等というのは根拠のないことです。

茨城県及び日立市は、故郷日立を未来永劫、人々が安心して暮らせる土地とする重大な責務を負っています。2020年8月31日付日立市長宛上記要望及びそれ以降の要望に加えて下記の要望をします。

（注1）：廃棄物処理法第15条の5に定める廃棄物処理センターでは特定有害産業廃棄物等も扱う。同センターは、関東では「エコフロンティアかさま」（以下、「エコフロかさま」と略す。）のみ。

記

要 望

- 1 2020年8月31日付、本会代表名、貴職宛「諏訪地区への県営巨大産業廃棄物最終処分場の建設に反対する要望書」に関するこれまでの検討結果を明らかにし、誠意ある文書回答をすること。その際には、丁寧な説明を行うこと。
- 2 茨城県のこの間の処分場候補地に係る調査結果報告書、即ち「日立市議会新産業廃棄物最終処分場整備調査特別委員会資料」等によって、当地が「地盤・地質」の選定要件である「不透水性の強固な岩盤」ではないと判明したことから、日立市は、県から「茨城県新産業廃棄物最終処分場基本計画策定業務委託」（2020年8月7日落札）に係る最終報告書（成果品）一式を入手し、公平な第三者機関を組織して、専門的かつ科学的な評価会議を、全て市民に公開して行うこと。
- 3 日立市は、茨城県が今後行う予定の「追加のボーリング調査」等の全ての調査結果も入手し、上記2と同様の検討を行うこと。
- 4 日立市は、公平な第三者機関を組織して、独自に、専門的かつ科学的に、諏訪町地内の処分場候補地に係る「地質・水質・大気質・生物」等の調査を行うこと。加えて、環境影響調査、市民生活影響調査、並びに産業影響調査等の諸調査を、全て市民に公開して行うこと。
- 5 日立市は、「市として検証を進めている」内容についても、全て市民に公開すること。

理 由

- 1 昨年7月以来、県は、諏訪学区等に焦点を当てた住民説明会を行い、11月には「新産業廃棄物最終処分場の整備について〈住民説明会でいただいたご意見等への回答〉」を公表した。更に、本年2～3月には「フォローアップ住民説明会」を開催し、4月には「新たな産業廃棄物最終処分場整備について～茨城県から日立市民の皆様へ～」を、6月には「新産業廃棄物最終処分場整備に向けた課題への対応策に関するご意見と県の考え〈フォローアップ説明会でいただいたご意見に対する県の考え〉」を出している。

しかし、これらによっても、「エコフロかさま」の環境上の安全性は証明できず（注2）、また、当該(株)鉦山跡地におけるこれまでの若干の県調査でも、石灰岩中に空洞や高透水性が確認される等、処分場としての不適地性を明らかにしている（注3）。

それにも拘らず、6月16日の日立市議会新産業廃棄物最終処分場整備調査特別委員会（以下、「産廃特別委員会」と略す。）で、県が「これまでの説明で住民の一定の理解が得られた」等と発言したのは、真逆の評価と言わざるを得ない。

そもそも、当該産業廃棄物最終処分場の設置者は、行政機関としての茨城県ではなく、一般財団法人茨城県環境保全事業団である。県は事業者から提出される産業廃棄物処理施設設置許可申請書等を審査する行政機関であり、本来はこれらの説明会や現地調査は事業団が行い、県はそれを客観的、科学的に審査する立場である。

然るに、昨年来、県は事業者であるかの如く対応し、「安全です」、「問題ありません」としているのは適切ではない。

- 2 昨年6月から、産廃特別委員会は「エコフロかさま」や太平田（唐津沢）の見学、そして14回の産廃特別委員会を開催する等してきたものの、県の説明に対して、科学的・専門的な議論や分析・評価を行ってはおらず、その為の第三者機関の組織もしていない。市議会議員からの質問や意見の多くは搬入道路の安全問題、そして地域振興策等であり、市民から提出された4件の請願や陳情書に対する検討もヒアリングも行われていない。

それにも拘らず、6月22日の産廃特別委員会が処分場建設反対の請願、陳情を否決し、加えて、6月25日開催の本会議への「最終処分場受入容認決議案要旨」を口頭提案したのは、問題である。6月25日の本会議でも科学的、専門的な議論はなされないまま受け入れ容認決議を議決したのは市議会並びに市民軽視としか言いようがない。

- 3 市長は、「反対一辺倒ではない、市民の動向を見極める」として、初めから市としての主体的な動きを封印してきた。この間、市に求められていたのは、独自に候補地の科学的、専門的な調査を行い、その結果を広く市民に伝え、市民の疑問や意見に答えてゆくことであった。しかし、市長はそのような対応は取らず、県と市議会の動きと、それに係わっての市民の動きを見守るという対応であり、地方自治の本旨にもとると言わざるを得ない。

- 4 この間、市民は、夫々に「エコフロかさま」や最終処分場候補地を見、公開されている同事業団の資料を分析し、また、笠間市民の話を聴く等したが、「環境は汚染されていない」との茨城県並びに一般財団法人茨城県環境保全事業団の説明は根拠に乏しいことに気づいた。笠間の市民団体による質問等にも誠実に対応しているとは言い難い。

そもそも、急峻な山あいの、石灰岩採掘鉱山跡地である唐津沢（現状は湖）に産廃処分場を作ること自体が基本からずれているのは明白である。

(注2)：2021年4月、本会調査研究グループ発行『「新産業廃棄物最終処分場の整備について」住民説明会での意見等への回答（R2年11月 茨城県）」に対する疑問』

(注3)：2021年2月15日開催、日立市議会産廃特別委員会への県提出＜資料1＞及び2021年3月17日開催、産廃特別委員会への県提出＜参考資料（2）地質調査結果（令和3年1月末現在）＞